

### 第3 診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和2年3月5日 厚生労働省告示第59号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和2年3月5日 保医発第0305第3号)

告示	通知
<p>10の1の3 診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準</p> <p>(1) 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受が可能なネットワークを構築していること。</p> <p>(2) 他の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。</p>	<p>第12の1の2 診療情報提供料(Ⅰ)及び電子的診療情報評価料</p> <p>1 診療情報提供料(Ⅰ)の地域連携診療計画加算に関する施設基準</p> <p>2 診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料に関する施設基準</p> <p>(1) 他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築していること。なお、電子的な送受信又は閲覧が可能な情報には、原則として、検査結果、画像情報、投薬内容、注射内容及び退院時要約が含まれていること。(診療所にあつては、画像情報・退院時要約については閲覧できるのみでもよい。)また、画像診断の所見についても含まれていることが望ましい。</p> <p>(2) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関に提供する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保すること。また、保険医療機関において、個人単位の情報の閲覧権限の管理など個人情報保護が確実に実施されていること。</p> <p>(3) 常時データを閲覧できるネットワークを用いる際に、ストレージを活用する場合には、原則として厚生労働省標準規格に基づく標準化されたストレージ機能を有する情報蓄積環境を確保すること(ただし、当該規格を導入するためのシステム改修が必要な場合は、それを行う</p>

までの間はこの限りでない。)、また、診療情報提供書を送付する際には、原則として、厚生労働省標準規格に基づく診療情報提供書様式を用いること。

- (4) 情報の提供側の保険医療機関においては、提供した診療情報又は閲覧可能とした情報の範囲及び日時が記録されており、必要に応じ随時確認できること。また、情報を提供された側の保険医療機関においては、提供を受けた情報を保管している、又は閲覧した情報及び閲覧者名を含むアクセスログを一年間記録していること。これらの記録について、(1)のネットワークを運営する事務局が保険医療機関に代わって記録を行っている場合は、当該加算・評価料を算定する保険医療機関は、当該事務局から必要に応じて随時記録を取り寄せることができること。

## 2 届出に関する事項

- (1) 地域連携診療計画加算の施設基準に係る届出は別添2の様式12により届け出ること。これに添付する地域連携診療計画は別添2の様式12の2に準じた様式を用いること。(※様式別添略)
- (2) 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準に係る届出は、別添2の[様式14の2](#)を用いること。